

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例案について

(付議の要旨)

梅ヶ丘拠点整備プランに基づき、世田谷区松原六丁目に整備する梅ヶ丘拠点区複合棟（世田谷区立保健医療福祉総合プラザ）にかかわる設置条例を第3回区議会定例会に提案する。

1. 主旨

梅ヶ丘拠点整備事業においては、保健医療福祉に関する施設機能が整備・集積される利点を生かし、相乗効果により個々の施設機能を向上させ、梅ヶ丘拠点全体として機能を発揮し、区全体をリードすることを目指した運営を行うこととしている。

その実現のため、各施設機能を一体とし、協力・連携して運営する原則などを定める世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例案を第3回区議会定例会に提案する。

2. 条例設置の考え方

梅ヶ丘拠点が全体として機能を発揮し、区全体をリードすることを目指した運営を行うことを示すため、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（以下「総合プラザ」という。）内の各施設の事業を1つの条例として整備する。

また、運営にあたっては、拠点全体を掌握し、各施設での多様な事業をとりまとめるとともに、関係機関や地域とのネットワークを構築する「全体調整機能」が必要である。全体調整機能については区が担い、地域保健福祉審議会での専門的・全区的な視点からの意見と、地域交流会議での地域住民・利用者の視点からの意見を踏まえ、運営協議会において実施する事業等を検討し、全区をリードする取り組みを検討するとともに、民間ノウハウを活用しながら運営を図ることとする。

3. 条例の概要（別紙1「条例概要」及び別紙2「条例案」）

(1) 施設の名称（第1条～2条関係）

これまで区複合棟という名称を用いてきたが、総合的な保健、医療及び福祉の拠点として地域福祉の推進に寄与するという当施設の目的を示すため、世田谷区立保健医療福祉総合プラザとする。

(2) 運営の原則（第3条関係）

梅ヶ丘拠点全体の連携を示すため、総合プラザの事業の相互連携を図るとともに、総合プラザと同一の建物及び隣接して設置される施設において実施される他の事業とも連携を図ることを規定する。

(3) 総合プラザで実施する事業（第4条～7条関係）

総合プラザを構成する各施設の事業を規定する。

総合プラザに整備する保健センター、福祉人材育成・研修センター、認知症在宅生活サ

ポートセンター、初期救急診療所、薬局の運営は、総合プラザの指定管理者とは別の事業者がそれぞれ行う。

(4) 総合プラザの施設(第8条、第10条~23条、第27条関係)

区民活動支援会議室

区民活動を支援するための会議室を整備し、使用することができる者・使用料等を定める。

研修室

世田谷区福祉人材育成・研修センター事業等に使用する研修室を整備する。

研修事業等のために使用していない時間に限り区民に貸出を行うこととし、使用することができる者・使用料等を定める。

喫茶室

多様な交流の創出のため、だれもが広く利用できる喫茶室を整備する。

運営にあたっては、障害者等の雇用を行う。喫茶室で提供する飲食メニューの料金は、条例が定める範囲内で、区と協議のうえ、指定管理者が定める。

駐車場

当施設利用者に限らず、一般の利用もできる駐車場を整備し、使用料等を定める。

(5) 運営の方法(第24条関係)

総合プラザの運営にあたっては、事業者提案による民間ノウハウ活用を図るものとする。また、施設の維持管理は、効率的に行うため施設全体を一括で行うものとし、拠点運営業務とあわせ、指定管理による運営とする。

(6) 指定管理者の業務の範囲(第26条関係)

保健、医療及び福祉の連携の推進に関すること。

拠点内外の施設管理等の連携・調整、広報誌やHPによる情報発信、保健医療福祉に関する先駆的取り組み等の提案及び区や拠点内各施設等と連携した取り組みの実施等

地域における交流の促進に関すること。

交流イベント等の企画・実施、喫茶室運営、保健医療福祉を目的とした自主事業の実施等

総合プラザの施設を利用に供すること。

区民活動支援会議室等の貸出等

総合プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

建物・設備保守管理、環境衛生管理・清掃、保安管理、植栽・外構保守管理、駐車場・駐輪場管理等

なお、保健センター条例に規定する保健センターの施設及び設備(医療機器、情報機器その他の専門的な知識を持つ者による管理が必要とするものに限る)の維持管理に関する業務は、保健センター指定管理者が行う。

4. 施行予定日

平成32年(2020年)4月1日

5. 今後のスケジュール(予定)

平成30年(2018年)9月

福祉保健常任委員会(条例案報告)

第3回区議会定例会(条例案の提案)

	1 2月	福祉保健常任委員会（指定管理者選定方法報告）
平成31年(2019年)	5月	福祉保健常任委員会（指定管理者候補者選定結果報告）
	6月	第2回区議会定例会（指定管理者の指定の提案）
	1 1月	梅ヶ丘拠点区複合棟竣工（予定）
平成32年(2020年)	4月	梅ヶ丘拠点区複合棟開設（予定）

<添付資料>

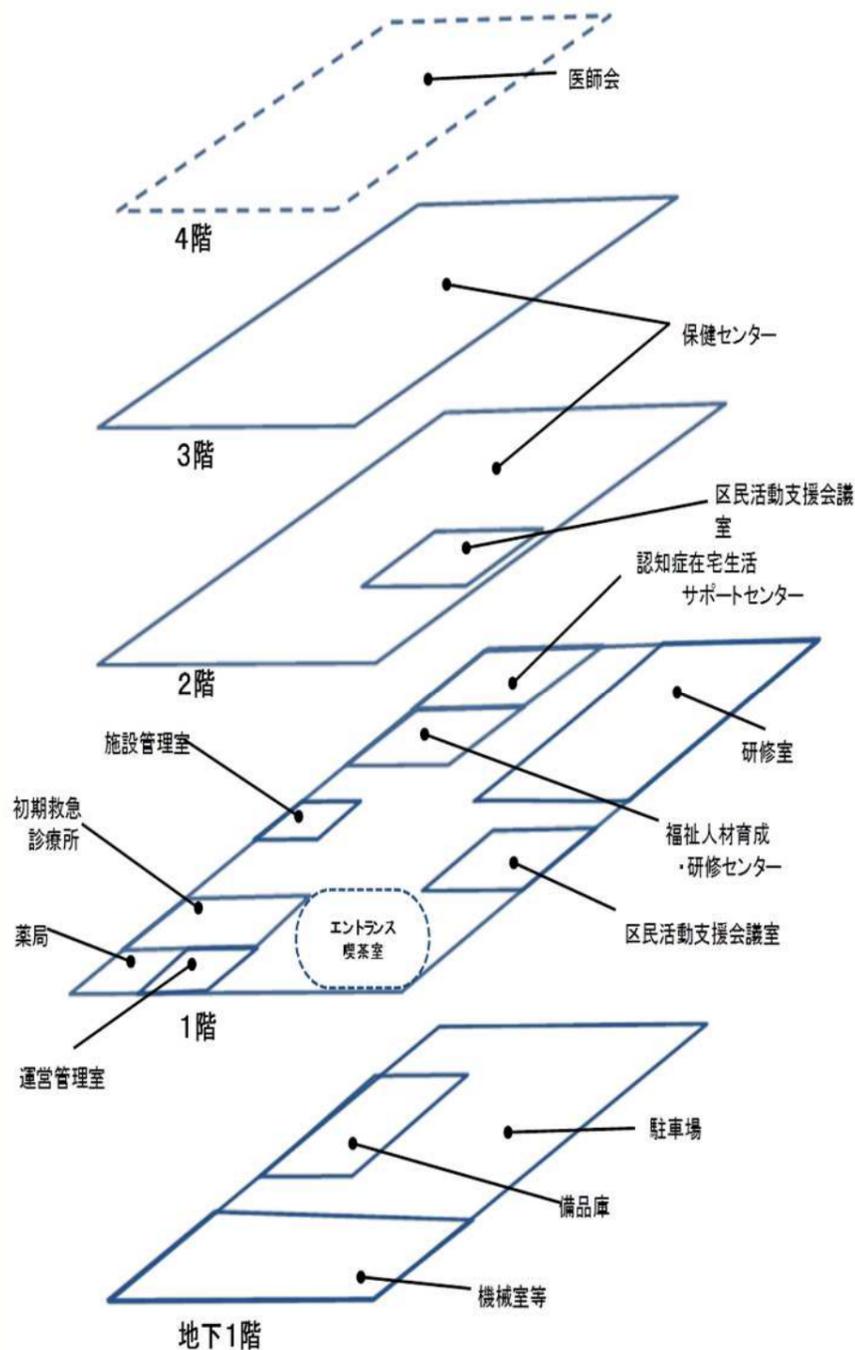
- 資料1 梅ヶ丘拠点・総合福祉センター後活用相関図
- 資料2 梅ヶ丘拠点整備事業全体スケジュール
- 資料3 梅ヶ丘拠点施設の概要
- 資料4 総合プラザに整備する各施設の検討状況

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例 概要

梅ヶ丘拠点全体として機能を発揮し、区全体をリードすることを目指した運営を行うことを示すため、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ(以下「総合プラザ」という。)内の各施設の事業を1つの条例として整備する。

1. 総合的な保健、医療及び福祉の拠点として地域福祉の推進に寄与するという当施設の目的を示すため、世田谷区立保健医療福祉総合プラザとする(第1条～2条関係)
2. 梅ヶ丘拠点全体の連携を示すため、総合プラザの事業の連携を図るとともに、総合プラザと同一の建物及び隣接して設置される施設において実施される事業とも連携を図ることを規定する。(第3条関係)
3. 総合プラザを構成する各施設の事業を規定する。総合プラザに整備する保健センター、福祉人材育成・研修センター、認知症在宅生活サポートセンター、初期救急診療所、薬局の運営は、総合プラザの指定管理者とは別の事業者がそれぞれ行う。(第4条～7条関係)
4. 総合プラザの運営にあたっては、事業者提案による民間ノウハウ活用を図るものとする。また、施設の維持管理は、効率的に行うため施設全体を一括で行うものとし、拠点運營業務とあわせ、指定管理による運営とする。(第24条関係)

保健医療福祉総合プラザの構成



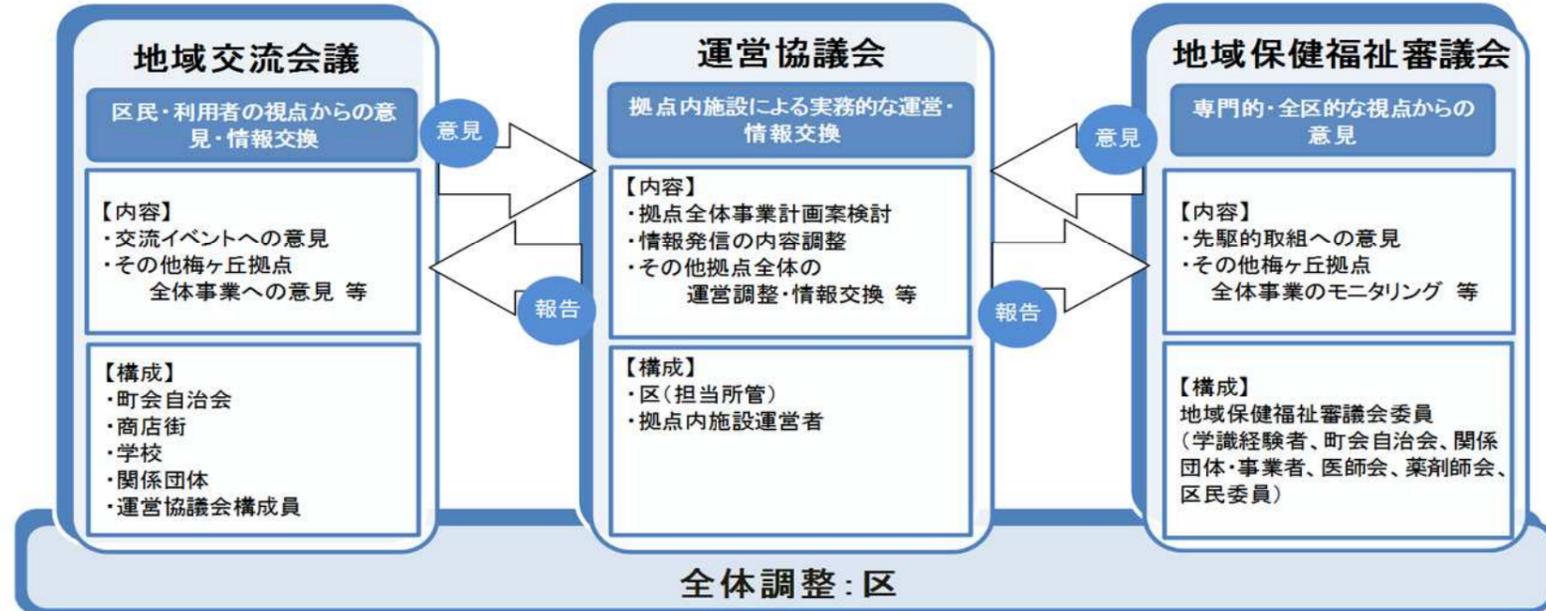
拠点運営の全体調整 (第3条関係)

梅ヶ丘拠点では、保健医療福祉に関する施設機能が整備・集積される利点を生かし、相乗効果により個々の施設機能を向上させ、梅ヶ丘拠点全体として機能を発揮し、区全体をリードすることを目指した運営を行う。

拠点内施設の相互連携や拠点外の施設・団体等との交流、運営に対する全区的・専門的視点の確保などを行い、拠点全体をコントロールするために、全体調整機能が必要である。全体調整機能については区が担い、地域保健福祉審議会での専門的・全区的な視点からの意見と、地域交流会議での地域住民・利用者の視点からの意見を踏まえ、運営協議会において実施する事業等を検討し、全区をリードする取り組みを検討するとともに、民間ノウハウを活用しながら運営を図ることとする。

拠点運営の仕組み

様々な施設や事業を展開する中、専門的・全区的な視点と、地域住民・利用者の視点の両方の意見を踏まえて梅ヶ丘拠点を運営していくための仕組みを作り、地域や区民の多様な交流の創出や、拠点内の施設間での協力・連携により、全区をリードする取組を検討する。



梅ヶ丘拠点で実施する事業

拠点全体で実施する事業

総合プラザ全体で実施する事業

民間施設棟で実施する事業

拠点内の複数の施設で実施する事業

運営協議会等による情報交換
・各施設で実施する先駆的な取組
・他施設と連携して実施できる事業等

総合プラザ

各施設の個別事業

(運営事業者と区所管が調整して実施)

民間施設棟

各施設の個別事業

(民間施設棟運営者が実施)

保健医療福祉総合プラザの運営・維持管理方法 (第4条～7条、第26条関係)

事業	事業運営	施設貸出	維持管理	
			建物・設備保守管理 環境衛生管理・清掃 保安管理	植栽・外構保守管理 駐車場・駐輪場管理
保健センター	指定管理B		指定管理B ※	
拠点運営業務	総合案内	指定管理A	指定管理A	指定管理A
	拠点内外の施設管理等の連携・調整			
	情報発信			
	先駆的取組等の提案・実施			
	交流イベント等企画・実施、喫茶室運営			
区民活動支援会議室貸出等	指定管理A	指定管理A	指定管理A	
福祉人材育成・研修センター	委託C			
認知症在宅生活サポートセンター	委託D			
初期救急診療所	委託E			
薬局	委託F			

※維持管理における指定管理Bの業務の範囲＝保健センター条例で規定する「保健センターの施設及び設備の維持管理に関する業務」等

施設の概要 (第8条、第10～23条、第27条関係)

区民活動支援会議室

福祉・保健などの課題を共有しようとする団体や周辺の地域が、連携や協力を密にし、身近な地域での活動をより一層推進していくための場として、区民活動支援会議室を整備する。

①対象諸室の広さと貸出時間・料金

区分 室名	面積 (㎡)	定員 (人)	貸出時間・料金				
			午前 9時～12時	午後A 12時30分～ 14時30分	午後B 15時～17時	夕方 17時30分～ 19時30分	夜間 20時～22時
区民活動支援会議室1-1	68	36	810円	540円	540円	540円	540円
区民活動支援会議室1-2	65	36	810円	540円	540円	540円	540円
区民活動支援会議室2	63	33	810円	540円	540円	540円	540円

※行政財産使用料条例に準ずる。公用、区後援事業については減免を行う。

利用対象団体

5人以上で、構成員の2分の1以上が区内に住所を有する団体。

(施設の使用状況に余裕がある場合は、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する団体)

研修室

世田谷区福祉人材育成・研修センター事業等に使用する研修室を整備する。

研修事業等のために使用していない時間に限り、区民に貸出を行う。

対象諸室の広さと貸出時間・料金

区分 室名	面積 (㎡)	定員 (人)	貸出時間・料金				
			午前 9時～12時	午後A 12時30分～ 14時30分	午後B 15時～17時	夕方 17時30分～ 19時30分	夜間 20時～22時
研修室A-1	69	42	810円	540円	540円	540円	540円
研修室A-2	68	42	810円	540円	540円	540円	540円
研修室B-1	40	24	300円	200円	200円	200円	200円
研修室B-2	42	24	300円	200円	200円	200円	200円
研修室C-1	155	120	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
研修室C-2	152	120	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
実習室	138	42	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
調理実習室	112	42	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円

行政財産使用料条例に準ずる。公用、区後援事業については減免を行う。

利用対象団体

対象団体は、上記区民活動支援会議室の利用対象団体と同様とする。

喫茶室

多様な交流の創出のため、だれもが広く利用できる喫茶室を整備する。

運営にあたっては、障害者等の雇用を行う。喫茶室で提供する飲食メニューの料金は、条例が定める範囲内で、区と協議のうえ、指定管理者が定める。

駐車場

当施設利用者に限らず、一般の利用もできる駐車場を整備する。

使用料金は、1台につき駐車時間20分ごとに100円とする。

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（案）

（目的及び設置）

第1条 区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現のため、総合的な保健、医療及び福祉の拠点として、地域福祉の推進に寄与することを目的として、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（以下「総合プラザ」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 総合プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ
- (2) 位置 東京都世田谷区松原六丁目37番10号

（運営の原則）

第3条 区長は、第1条の目的を達成するため、次条各号に掲げる事業を連携して実施するとともに、総合プラザと同一の建物及び隣接して設置される施設において実施される他の事業とも連携を図るものとする。

（事業）

第4条 総合プラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 世田谷区立保健センター（世田谷区立保健センター条例（昭和51年12月世田谷区条例第56号）第1条に規定する世田谷区立保健センターをいう。）において行う区民の健康の保持増進等に関すること。
- (2) 福祉に携わる人材の確保及び育成に関すること。
- (3) 認知症である者の在宅生活の支援の推進に関すること。
- (4) 保健、医療及び福祉の分野における施策の連携の推進に関すること。
- (5) 地域における交流の促進に関すること。
- (6) 総合プラザの施設を利用に供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

（第4条第1号に掲げる事業）

第5条 前条第1号に掲げる事業については、世田谷区立保健センター条例の定めるところによる。

（世田谷区福祉人材育成・研修センター事業）

第6条 第4条第2号に掲げる事業を世田谷区福祉人材育成・研修センター事業とい

い、その細目は、区長が別に定める。

(世田谷区認知症在宅生活サポートセンター事業)

第7条 第4条第3号に掲げる事業を世田谷区認知症在宅生活サポートセンター事業
といい、その細目は、区長が別に定める。

(施設)

第8条 総合プラザの施設は、次のとおりとする。

- (1) 区民活動支援会議室
- (2) 研修室
- (3) 喫茶室
- (4) 駐車場

(休業日及び利用時間)

第9条 総合プラザの休業日及び利用時間は、規則で定める。ただし、喫茶室の休業
日及び利用時間は、あらかじめ区長の承認を得て、第24条の規定により総合プラ
ザの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)が定める。

(会議室等を使用することができる者の範囲)

第10条 区民活動支援会議室は、別表第1右欄に掲げる者が使用することができる。
ただし、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同欄
に掲げる者以外の者も使用することができる。

2 研修室は、世田谷区福祉人材育成・研修センター事業その他第4条各号に掲げる
事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、別表第1右欄
に掲げる者が使用することができる。ただし、公益上の理由その他特別の理由があ
ると指定管理者が認めたときは、同欄に掲げる者以外の者も使用することができる。

3 前2項に定めるもののほか、第16条第1項第1号から第6号までに規定する団
体、学校等は、区民活動支援会議室及び研修室(以下「会議室等」という。)を使
用することができる。

(会議室等の使用の手続等)

第11条 会議室等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者
に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を承認し
ないものとする。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 会議室等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。

3 指定管理者は、会議室等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた会議室等を使用しなかったとき。
- (2) 会議室等の使用に係る使用料を納付していないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。

（会議室等の使用の条件）

第12条 指定管理者は、会議室等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。

（会議室等の使用の承認の取消し等）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。

（駐車場の使用の手続）

第14条 駐車場の使用の手続は、規則で定めるところによる。

（使用料）

第15条 会議室等又は駐車場を使用する者は、別表第2に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、会議室等の使用に係る使用料にあっては規則で定める日まで、駐車場の使用に係る使用料にあっては退場の際に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、同項の規定による使用料の納付の時期を変更することができる。

(使用料の減免)

第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前条第1項に規定する会議室等の使用料から減額し、又は免除することができる。

- (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額
- (3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額
- (4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
- (5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
- (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要であると認めたとき。 区長が相当と認めた額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前条第1項に規定する駐車場の使用料から減額し、又は免除することができる。

- (1) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額
- (2) 駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき。 全額
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並び

にこれらに準ずる者が利用する自動車を駐車させるとき。 全額

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。 区長が相当と認められた額

3 第1項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用料の還付)

第17条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。

(会議室等の変更禁止等)

第18条 会議室等を使用する者は、使用に際して、会議室等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(会議室等の使用権の譲渡等の禁止)

第19条 会議室等を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(会議室等の原状回復の義務)

第20条 会議室等を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに会議室等を原状に回復しなければならない。

(駐車場内の禁止行為)

第21条 駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を汚損し、又は駐車中の自動車を損傷すること。
- (3) 駐車場を駐車場の使用の目的以外の用途に使用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第22条 総合プラザの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があるとき認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入館の制限等)

第23条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合プラ

ザの使用を禁止することができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は総合プラザの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

2 総合プラザを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。

(指定管理者による管理)

第24条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に総合プラザの管理を行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第25条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、総合プラザの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 総合プラザに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

(2) 総合プラザの効用を最大限に発揮させることができること。

(3) 総合プラザの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者の業務等)

第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条第4号から第6号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定する業務

(2) 総合プラザの維持管理に関する業務(世田谷区立保健センター条例第9条第1

項第2号に掲げる業務を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、総合プラザの適正な管理を行わなければならない。

(利用料金)

第27条 喫茶室を利用する者で飲食物の提供を受けるものは、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成32年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 区長は、第11条第1項の規定による使用の承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

3 区長は、第25条の規定による指定管理者の指定に関し必要な準備行為を施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

別表第1(第10条関係)

施設	使用することができる者
区民活動支援会 議室及び研修室	次の要件を満たす団体 (1) 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること(施設の使用状況に余裕があると指定管理者が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。) (2) 構成員の総数が5人以上であること。

別表第 2 (第 1 5 条関係)

施設		区分	午前	午後 A	午後 B	夕方	夜間
			午前 9 時 から正午 まで	午後 0 時 3 0 分か ら午後 2 時 3 0 分 まで	午後 3 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 3 0 分か ら午後 7 時 3 0 分 まで	午後 8 時 から午後 1 0 時ま で
区民活動 支援会議 室	区民活動 支援会議 室 1 - 1		8 1 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円
	区民活動 支援会議 室 1 - 2		8 1 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円
	区民活動 支援会議 室 2		8 1 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円
研修室	研修室 A - 1		8 1 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円
	研修室 A - 2		8 1 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円
	研修室 B - 1		3 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円
	研修室 B - 2		3 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円
	研修室 C - 1		2 , 7 0 0 円	1 , 8 0 0 円	1 , 8 0 0 円	1 , 8 0 0 円	1 , 8 0 0 円
	研修室 C - 2		2 , 7 0 0 円	1 , 8 0 0 円	1 , 8 0 0 円	1 , 8 0 0 円	1 , 8 0 0 円
	実習室		1 , 6 5 0 円	1 , 1 0 0 円	1 , 1 0 0 円	1 , 1 0 0 円	1 , 1 0 0 円

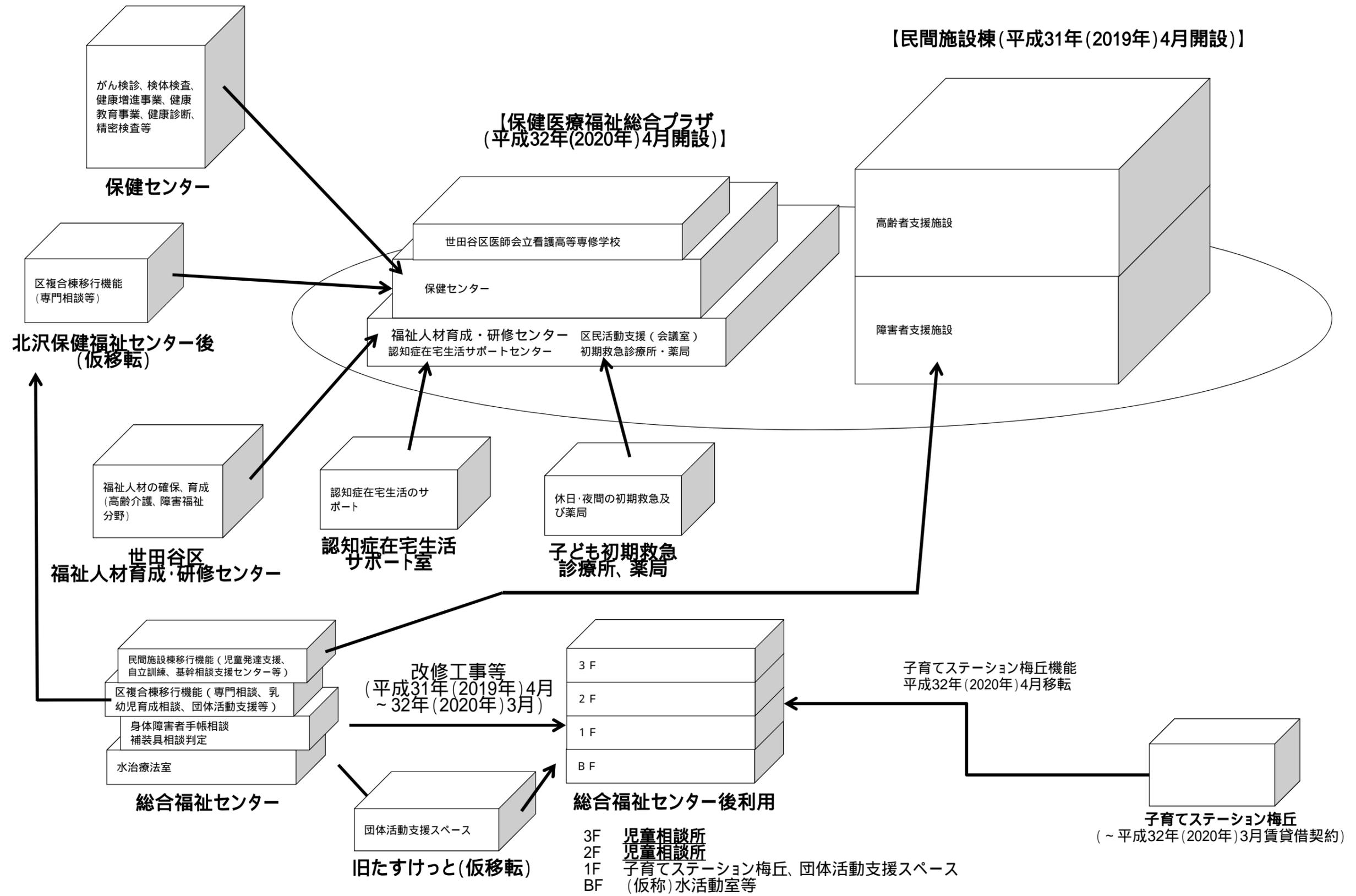
	調理実習 室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
駐車場		1台につき駐車時間20分ごとに100円				

備考 2以上の使用区分にわたり施設を使用する場合には、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

別表第3（第27条関係）

品目	金額
飲み物メニュー	1,000円
食べ物メニュー	2,000円
セットメニュー	2,800円

梅ヶ丘拠点整備、総合福祉センター後利用に関連する公共施設相関図



施設	項目	平成29年度(2017年度)			平成30年度(2018年度)			平成31年度(2019年度)			平成32年度(2020年度)
区複合棟工事		報告 議案 コンクリート砕石他撤去工事	開発工事及び新築工事(平成29年(2017年)7月～平成31年(2019年)11月)							準備期間	
開設準備	移転計画							備品購入等		移転作業	
全体調整機能	事業計画			全体運営・維持管理方法報告						計画報告	
	条例			基本的な考え方報告		案報告 議案					
	事業者選定						選定方法報告		候補者選定報告 議案(選定結果)	管理委託	指定管
	地域交流会議			報告	(仮称)地域交流会議(準備会)						
	施設名称			公募方法報告		報告					
保健センター	事業計画		検討状況報告 事業概要報告	事業実施方針案報告						報告	
	条例改正			案報告 議案(事業移行)		議案(所在地変更)					
	事業者選定	保健センター 現指定管理者の運営					選定方法報告	候補者選定報告 議案(選定結果)	保健センター 次期指定管理者の運営		
福祉人材育成・研修センター	事業計画		検討状況報告 基本方針素案報告		アドバイザー会議	基本方針策定 基本方針報告	進行状況報告			報告	
	事業者選定					選定方法報告 事業者選定	選定報告	福祉人材育成・研修センター開設準備(事業者委託)			
認知症在宅生活サポートセンター	事業計画	検討状況報告		検討状況報告						報告	
	事業者選定	区(委託含む)による業務先行実施									
			選定方法報告	事業者選定結果報告	センター委託事業者による業務実施						
初期救急診療所・薬局	事業計画			検討状況報告			進行状況報告			報告	
医療救護本部	事業計画			検討状況報告						報告	

保健医療福祉総合プラザ 開設運営

民間施設棟	工事		入札	民間施設棟運営事業者による新築工事(平成29年(2017年)9月～平成31年(2019年)1月)			開設準備	民間施設棟 開設運営			
	施設運営等	進行状況報告	障害者施設事業概要(入所対象者等)素案報告	事業概要(入所対象者等)案報告							
	補助・貸付・借地等	障害者施設整備費	報告	民間施設棟運営事業者へ土地貸付(平成29年(2017年)9月～平成31年(2019年)3月)							

総合福祉センター	事業移行計画		素案報告	案報告			3月末機能廃止			
	条例			議案(廃止条例)						
	工事		実施設計				改修工事			新施設運営

8月8日

梅ヶ丘拠点施設機能の概要

全体調整機能

【拠点運営】・地域交流会議、運営協議会、拠点運営全体のモニタリング 等 【地域交流ネットワーク】・喫茶室、区民活動支援(会議室貸出)、地域交流イベント 等 【施設維持運営】・保健医療福祉総合プラザの施設維持管理、外構等民間施設棟との協力 等

区 複 合 棟

民 間 施 設 棟

全区的な拠点機能

地域を支える機能

地域施設機能

保健センター	福祉人材育成・研修センター	認知症在宅生活サポートセンター	初期救急診療所・薬局
<p>【健診・検診】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断(個人、企業(障害者を含む)) がん検診(胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん) がん精度管理 各種検査、測定(脳ドック、動脈硬化検査、骨密度測定等) 等 	<p>【研修、事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材確保・マッチング(就職面接・相談会、施設見学会、基礎研修等) 質の向上(専門研修、スキルアップ研修、リーダー研修等) 定着促進(階層別研修等) 等 	<p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する専門研修 専門講師派遣 	
<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> がん相談、療養相談 こころの健康相談(精神保健) 障害者専門相談(補装具、福祉用具相談等) 乳幼児育成相談 高次脳機能障害者支援(失語症会話パートナー養成講座、関係施設連絡会等) 等 	<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉人材育成に関する事業者等からの相談 	<p>【技術支援・連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師による認知症専門相談事業 等 	
<p>【健康増進、健康づくり(普及啓発含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康月間イベント 健康講演会 健康教育指導 運動負荷測定 健康増進指導 生活習慣改善プログラム 障害者の健康づくりプログラム 等 	<p>【情報収集・研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉人材育成等に関する研修プログラム研究 福祉人材育成に関する情報収集 等 		
<p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療、健康づくり等に関する情報収集 医療、健康づくり等に関する情報発信 	<p>【情報発信・普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉人材育成に関する情報発信 保健福祉の制度や仕事等の普及啓発 	<p>【普及啓発・情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の在宅支援に関する実態把握 対応困難事例等の支援に関するノウハウの蓄積 認知症に関する情報発信 等 	
<p>医療救護本部 (災害時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療救護活動の総合調整、情報収集 医療救護本部の運営 医療救護所等への支援 医薬品の調達、管理、仕分け、配送(災害薬事センター) 医療支援チームの受入 等 			

<p>【地域医療支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険診療による検査(内視鏡、乳房、子宮、CT・MRI検査等) 地域医療機関専門研修 		<p>【在宅支援のサポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症初期集中支援チームによる支援
<p>【地域の健康づくり活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出張測定、講座、指導、相談 地域団体活動支援等 	<p>【活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修講師紹介 自主研修等への会場貸出 等 	<p>【家族支援のサポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族介護者のためのストレスケア講座 家族会の支援 家族のための心理相談 等
<p>【地域の健康づくり人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり支援リーダー養成 ゲートキーパー養成 若者ピアサポーター養成 	<p>【地域リーダー支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域リーダースキルアップ研修 等 	<p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座 認知症サポーターステップアップ講座 等
<p>【専門職員の訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診後のフォローグループへの派遣 障害者施設等への技術支援 住宅改造アドバイス 		<p>【技術支援・連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症専門相談員連絡会 認知症に関する連携会議 若年性認知症(軽度認知症含む)の人の活動拠点づくり支援 等
<p>総合福祉センターからの移行事業</p>		
		<p>【普及啓発・情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症講演会 認知症カフェの支援 等

【診療所・薬局】

- 夜間、休日の診療所
- 夜間、休日の薬局

高齢者支援施設	障害者支援施設
<p>【入所施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護老人保健施設(在宅強化型) 	<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター
<p>【通所施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通所リハビリテーション 療養通所介護 認知症対応型通所介護 	<p>【入所施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援(地域生活支援型)(生活介護・自立訓練と一体的に実施) 短期入所(障害者・障害児、緊急受入)
	<p>【通所施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活介護 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 放課後等デイサービス <p>医療的ケアに対応</p>
<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 訪問看護 居宅介護支援 訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護 	<p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援
	<p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定一般相談支援事業 指定特定相談支援事業
	<p>【専門職員の訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所等への技術支援
<p>【地域交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域交流スペース 	<p>【地域交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域交流スペース
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回復期リハビリテーション病棟 	
<p>総合福祉センターからの移行事業</p>	
<p>福祉避難所 (災害時)</p>	

保健センター

将来の医療・介護需要の増大を見据え、「区民の健康寿命を延ばす」とともに「介護予防の効果を上げる」ことを目指し、福祉人材育成・研修センターや認知症在宅生活サポートセンター等と連携しながら、全区的な拠点としての機能や地域を支える機能を発揮する。

平成31年3月をもって廃止される総合福祉センターの一部機能を受け入れ、また、梅ヶ丘拠点整備プラン策定(平成25年)以降の社会状況等の変化を踏まえた課題を見据えた新規・拡充事業を含め、以下のとおり展開していく。

【梅ヶ丘拠点整備に伴う保健センターの事業展開】

- (1) 健康増進・健康づくりの普及啓発
 - 健康度測定・運動負荷測定 健康増進指導
 - 医療、健康づくり等に関する情報収集・発信
 - 健康度測定等のデータを活用した健康づくりプログラムの実施
 - 健康(がん、精神保健等)に関する情報発信
- (2) 障害者等を含む区民の健康づくり支援
 - 健康診断(個人、企業(障害者を含む))
 - 障害者等の健診
 - 障害者の健康づくりプログラム
 - 障害者の生活習慣病予防(健康支援プログラム)
- (3) がん患者や家族等を支える中核的機能の確立
 - がん検診
 - がん検診の総合案内窓口設置
 - 胃がん内視鏡検査導入
 - がん検診受診拡大事業
 - がん検診精度管理
 - がん相談、がんサロン
 - がん患者等の就労相談
 - がん講演会等の面接相談コーナー
- (4) 地域の医療や健康づくりへの支援
 - 地域医療の後方支援
 - 保険診療による精密検査
 - 先進的検査の導入
 - 地域医療機関専門研修
 - 検査・検(健)診の専門的な研究・研修
 - 地域の健康づくり・介護予防
 - 出張測定、講座、指導、相談
 - 地域団体活動支援
 - 健康づくり応援事業
- (5) 障害者専門相談、乳幼児育成相談及びこころの健康づくりに関する相談・支援
 - 障害者専門相談、乳幼児育成相談、高次脳機能障害者支援(自立訓練を除く)
 - 乳幼児健診後のフォローグループや児童発達支援事業所等への専門職派遣
 - 障害者施設等への技術支援
 - 住宅改造アドバイス
 - こころの健康相談(精神保健)
 - こころの相談機能の整備
 - こころの健康講演会、セミナー
 - こころの健康づくりのための人材育成

福祉人材育成・研修センター

福祉人材育成・研修センターでは、これまで、主に高齢・介護、障害福祉の分野を対象としてきた対象分野を保健医療、子ども・子育ての分野にまで広げるとともに、福祉人材の確保・育成の包括的なコーディネートと、保健福祉の調査・研究の総合的拠点として、以下の7つの機能を担い世田谷の地域福祉の向上を目指す。

【新たな福祉人材育成・研修センターに整備する機能】

- 人材確保(就職相談会・合同面接会・職場体験・資格取得支援 等)
- 人材の定着促進(階層別研修・メンタルサポート相談 等)
- サービスの質の向上(専門研修・スキルアップ研修 等)
- 保健・医療・福祉の連携(多職種合同研修 等)
- 地域福祉を支える人材の育成支援
- 事業者・団体等への研修支援
- 調査研究の促進

認知症在宅生活サポートセンター

平成32年度からの開設にあたっては、保健センターや福祉人材育成・研修センター等と連携しながら、認知症ケアの専門的かつ中核的な拠点として地域において認知症の方やその家族を支援する「あんしんすこやかセンター」等をバックアップしていく

【整備する機能】

訪問サービスによる在宅支援のサポート	家族支援のサポート	普及啓発・情報発信
施術支援・連携強化	人材育成	

【年次ごとの運営体制】

~平成29年度(2017年度)	平成30年度(2018年度)	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
【区直営】	【区】		【委託事業者】
	【委託事業者】	認知症在宅生活サポート業務	認知症在宅生活サポートセンター開設

初期救急診療所・薬局

夜間や休日の初期救急医療の中核機能として、現在松原6丁目に設置されている子ども初期救急診療所・薬局及び保健センター1階の診療所を移転・整備する。

開設予定時間	平日	土曜日	日曜日・祝日・年末年始
内科			
小児科	19:30~22:30	17:00~22:00	9:00~22:00
薬局			

世田谷区医療救護本部

震災等により多数の負傷者が発生した場合、災対医療衛生部を設置するとともに、医療関係団体と連携して迅速に医療救護活動を行うため、共同で世田谷区医療救護本部を設置する。

区複合棟の諸室を転用し、医療救護活動の統括・調整を行うほか、「災害薬事センター」及び「医療支援チーム受入センター」を設置し、医薬品等の調達・供給や医療支援チームの受入等を行う。

【整備する機能】

機能項目	活動内容
調整機能	○医療救護活動の総合調整
	○情報収集
	○緊急医療救護所、医療救護所等への支援
	○医薬品の調達・管理・仕分け・発送(災害薬事センター)
区民への対応等	○医療救護本部会議等の開催
	○在宅療養者への情報提供
	○医療支援チーム等の受入

【転用する諸室】

エリア	用途	平常時の諸室
1階	災害薬事センター	研修室C 等
	医療支援チーム受入・派遣センター	区民活動支援エリア
2階	医療救護本部(事務室・会議室・炊事場等)	研修センター事務室・調理実習室等
	医療救護本部(会議室・仮眠スペース等)	保健センター運動指導室・健康指導室等
地下	災害時対応用倉庫	災害時対応用倉庫

運営経費(概算)

経費については、今後、各施設の事業の検討に合わせて精査していく。

初年度調弁(H31(2019)概算)	約 5.5億円	内訳	什器等2.4億円/医療機器・研修機器等3.1億円
運営経費	H30予算	H32(2020)概算	主な「H32年(2020年)概算」の増減要素
総額	約14.0億円	約20.5億円	
区複合棟	約11.3億円	約16.9億円	増 保健センター医療機器リース料、総合福祉センターからの機能移行、福祉人材育成・研修センター研修数増、施設維持管理経費、消費税増税分(8%→10%)等 減 都補助金等の増、土地賃付料の収入の増 等
民間施設棟	▲約0.3億円	約3.6億円	増 運営費補助(総合福祉センターからの機能移行分含)、介護サービス給付費 等 減 特財の増 等
総合福祉センター	約 3.0億円	0億円	減 区複合棟、民間施設棟への機能移行分